

第26回 安来市農業委員会議事録

令和元年8月22日 午後2時00分 第26回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	北中 宏一君	2番	武上 隆雄君	3番	杉原 建君	4番	木戸 芳己君
5番	仲佐 久子君	6番	北川 正幸君	7番	安松 智君	8番	藤原 明紀君
9番	増田 和夫君	10番	板垣 裕志君	11番	新田 里恵君	12番	塩見 秀雄君
13番	板金 悟君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	16番	岡田 一夫君
17番	吉村 正君	18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

中村 一博君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和元年8月22日 1日
日程第 3	議第106号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第107号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第108号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議第109号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	議第110号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第112号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 9	報第113号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10	報第114号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第11	報第115号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について

5. 議事

事務局：中村 一博君

定刻になりましたので、只今から第26回安来市農業委員会を始めさせていただきます。
本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：中村 一博君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第26回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：中村 一博君
ありません。

議 長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 18番 齋藤委員、19番 渡辺委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君

日程第3 議第106号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第106号 農地法第2条の規定による非農地証明願について このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、昭和15年ごろから付属家及び土蔵等として使用され、現在に至っています。非農地証明事務取扱基準の(1)農地法が施行された昭和27年10月21日より前に非農地であった土地と考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 7番 安松委員 お願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。1番案件の場所の説明をいたします。4ページの位置図をご覧ください。図中、上下に走っている道路が国道9号線ですが、JR安来駅前から国道9号線を3.3km米子方面に行くと島田集落に差し掛かりますが、その差し掛かったところの国道の西側を約10m入ったところが申請場所となっております。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

次に現地調査3班からの調査報告を 8番 藤原委員 お願いします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。現地調査の報告をさせていただきます。今月の調査班は3班で、8月20日午後1時30分から、農業委員会会議室において事務局より案件の概要説明を受け、北川班長以下、佐々木委員、渡邊克実委員、新田委員、増田委員と私、藤原の6名と事務局より中村事務局長、堀江係長の8名にて

現地へ向かい、地元安松委員から説明を受けました。転用目的、許可条項につきましては、先ほどの事務局の説明をもって代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。当該地には物置、土蔵、牛舎等3棟の建物が建っていましたが、いずれの建物も、農地法施行以前の昭和15年に建築されたものとする、固定資産税課税台帳の提示もありまして、調査班としてはこの申請案件は許可妥当であろうと判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第4 議第107号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

5ページをご覧ください。議第107号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、1件で、所有権移転に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約2km、農機具は田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台、糶摺り機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり1,812,688円です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。3条案件、番号1の場所でございますが、国道9号線の豊島の信号のある交差点より論田町方面に向かう市道がございます。そこを海側に約600m行きますと、左に出来須町町内に入る道があります。そこを出来須町方面に300m行った右側が申請地になります。譲受人は19,513㎡の耕地で意欲的に営農に取り組んでおられます。また、申請地は譲受人の耕地に隣接しているため、他の農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第108号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第108号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページから10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、墓地及び進入路です。申請者の墓地は、現在、近隣の山の中にありますが、日当たりが悪く、足元も悪いため、申請者の高齢の母親の墓参りが難しくなってきました。また、墓地のある土地が他者の土地であり、所有者も亡くなっていることから今後の管理に不安を感じ、墓地の移転を計画しました。目的の性質上、自宅に近いところに移転する必要があり、農地以外の適地を探しましたが見つからず、自己が所有する農地に墓地及び進入路を整備するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。また、墓地に関する経営許可申請も同時になされています。

2番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。申請者は1番と同じで、転用目的は、車庫及び農業用資材置場です。本件はすでに車庫及び農業用資材置場として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請地には、申請者の先代の時に木造の車庫を整備していました。先代からは申請地についての説明はなく、相続した申請者及び家族も過去の道路拡幅工事の残地で雑種地の認識しかありませんでした。平成23年頃の豪雪で木造の車庫が倒壊したため、現在の車庫及び農業用資材置場を整備し現在に至っています。1番の墓地及び進入路の整備を計画した際、登記等を確認してはじめて農地に整備されていることが判明しました。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。申請者は、現在、自動車を3台所有しております。自宅は、道路の下ったところにあり、勾配が急であり、特に冬季の凍結を考えると自宅敷地内での駐車は困難な状況にあります。このことから、駐車スペース及び営農の利便性を考えて、車庫及び農業用資材置場の整備を計画しました。目的の性質上、自宅に近いところに整備する必要があり、農地以外の適地を探しましたが見つからず、自己が所有する農地に車庫及び農業用資材置場を整備するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

3番は、土地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。

転用目的は、公衆用道路です。申請者及び周辺住民が現在使用する道路は幅員が狭く、自家用車、宅配便、ごみ収集車のすれ違いに長年、不便を感じていました。このたび、同地区内で行われている圃場整備で申請地に隣接して道路が新設されることにあわせて、地域の交通の利便性及び生活環境の向上を図るため公衆用道路の整備を計画しました。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番、2番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。1番、2番の申請地の場所の説明をさせていただきます。伯太庁舎前の安来伯太日南線を約10km日南方面に向かって行きますと、この位置図の中心に三叉路がございます。坂原橋と書いた三叉路、これを左の方から上がってくるのですが、これを左折し約50m走ったところが申請地となります。以上です。

議 長：岡田 一夫君

3番の案件について 1番 北中委員 お願いします。

1番 北中 宏一君

1番 北中です。10ページの位置図をご覧ください。県道米子広瀬線の安田小学校前から500m北に進んだところが、この位置図の左の方の長田橋という交差点になります。そこを右折し100m進み、長田公会堂を左折し、50m進んだ左側が申請地となります。以上です。

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査3班からの調査報告を8番 藤原委員 お願いします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。案件1の現地調査報告をさせていただきます。現地で板金委員、塩見委員、北中委員から説明を受けて確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましたように、現状の墓地が他人名義の土地にあり、山の上の方にあるという事で日頃の管理に際しても行い難く、自宅の近くに移転を計画されたものです。現地は前面の市道坂原線と同じ高さのため、改めて盛土などの造成工事はしないという事でございます。それと504番1は9.61㎡の墓地用地を分筆した残り、進入路として83㎡という事に計算上はなりますが、半分は法面で、山の中でございまして、平地の方はこの半分あるかないかという様なことで、妥当と思われまして。汚水は発生いたしません。雨水は自然流下及び前面側溝に排水、地元関係者の同意書もあり、他の農地に悪影響は及ぼさないものと思われ、また墓地に関する経営許可申請も出されておりますので、調査班としては許可妥当であろうと判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。

続いて案件2の現地調査報告をさせていただきます。これも現地で板金委員、塩見委員、北中委員から説明を受けて、確認を行いました。現地はすでに、48㎡の車庫及び15㎡の農業用資材置場が整備され利用されており、顛末を確認いたしました。申請者の先代が木造の車庫を整備しましたが、相続した申請者には当該地が農地という認識がなく、平成23年頃の降雪で木造の車庫が倒壊した時に、現在の車庫、農業用資材置場を整備し現在に至っているものです。案件1の墓地、進入路の整備を計画した際に建物の下が農地であることが分かり、今回の申請となったものでございます。汚水は発生しません。雨水は自然流下及び前面の側溝に排水。建てられた当時、転用申請が行われておれば、許可適当となる案件であると調査班は判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。

続きまして案件3の現地調査報告をさせていただきます。現地で北中委員、板金委員、塩見委員から説明を受け、確認を行いました。申請者及び周辺住民が現在使用している市道は幅員が狭く、歩行者と自動車のすれ違いも不便な状態でございます。この度、地区内で行われている圃場整備事業で、既存道路の西側に並行する道路が新設されることになり、新道と既存道路の連絡道として計画された案件でございます。市道基準の幅員5m以上を満たすために、これだけの面積が必要となるとの事で、南側には幅20cmのコンクリート水路、北側にはコンクリートL型水路を土留め兼用として施工、縦断勾配が西側新道の方が低いため、雨水は新道の側溝に流すという事でございます。調査班としては許可妥当であると判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
続きまして、2番の案件について、質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
続きまして、3番の案件について、質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質問がないようですので採決いたします。3番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第6 議第109号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

11ページをご覧ください。議第109号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。12ページに案件の内容、13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、進入路で、権利の設定は所有権の移転です。本件はすでに進入路として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請者は、昭和54年に創業し、市内に本店を置き、運送業、廃棄物処理業及び建設業を営んでいます。赤屋地区においては平成11年に産業廃棄物破碎処理施設を設置しています。平成28年に事業の拡大を図り、譲渡人の所有する山林を買収しました。その中に申請地があることが判明しましたが、農地法に基づく手続きを失念しており、取り急ぎ翌年に売買予約の仮登記による権利を確保し、このたび正式に手続きするものです。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。申請者は、申請地に隣接して産業廃棄物破碎処理施設を設置して、施設稼働日には1日6台の大型車両の出入りがあることから、車両運行の効率化が課題となり進入路の確保を計画しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、200,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。13ページ位置図の縮小図をご覧ください。赤屋小学校とありますが、その左側に三叉路がございます。その三叉路は伯太庁舎前の安来伯太日南線を、約8km日南方面に上がったところの交差点でございます。その交差点を左折し、赤屋小学校前を上の方方面に約900m上がったところの左側が申請地となります。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査3班からの調査報告を8番 藤原委員 お願いします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。案件1の現地調査報告をさせていただきます。現地で板金委員、塩見委員、北中委員から説明を受け、確認を行いました。申請人は現地で産業廃棄物の中間処理を営んでおりますが、大型車両の通行の効率化を図るため、平成28年に進入路沿いの山林を買収し、進入路としましたが、山林と既設進入路の間に今回の申請地が含まれていることが判明したものの、転用手続きを失念しており、今回の申請となったものでございます。現在、現地はチェーンが張っており、封鎖という形で使われておりません。当時、農地転用が申請されていれば、許可妥当となる案件であると調査班は判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第110号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。議第110号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、17ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が15件、20,367㎡、使用貸借が3件、2,831㎡、所有権が1件、4,329㎡、全体で19件、総面積が27,527㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。議第110号について説明させていただきます。詳細は18ページからになります。今月の利用集積計画ですが番号4は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により、農地の中間管理権を設定するものです。また、番号5は農業経営基盤強化促進法第7条に規定する農地中間管理機構特例事業により、公益財団法人しまね農業振興公社が売り渡しをするものです。なお、番号5の買い手は認定新規就農者審査会で平成31年7月27日に認定された新規就農者です。番号1から3は利用権設定の申請になります。番号1の借り手につきましては、表示上は5反を下回っておりますが、集落営農法人に参加されておまして、その耕作面積を加えますと5反以上になることを申し添えます。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

8番 藤原 明紀君

よろしいでしょうか。

議長：岡田 一夫君

8番 藤原委員。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。番号1について、譲渡人の耕作面積が1,165㎡、今回動かすところが2,831㎡ということで、耕作面積よりも多い面積が動くということはどういうことなのか、伺いたいたのですが。

事務局：堀江 雄二君

失礼いたします。番号1、譲渡人の耕作面積と申請土地の利用状況2、831㎡の関係だと思いますが、こちらにつきましては、契約区分欄に再、いわゆる更新という形の表記がございます。要は、譲受人はずっとこちらの農地を借りておられ、今回更新の時期が来たことにより更新するという事になりますので、利用権は返るはずなのですが、返る前に更新してしまうためシステム上このような表記になっております。

8番 藤原 明紀君
わかりました。ありがとうございました。

議 長：岡田 一夫君
他に質問はございませんか。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第8 報第112号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
20ページをご覧ください。報第112号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。21ページから34ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地6筆が、このたび、法人及び個人に賃借権及び使用貸借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和元年7月10日及び7月29日となっております。以上です。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君
日程第9 報第113号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
35ページをご覧ください。報第113号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。36ページから41ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第10 報第114号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

42ページをご覧ください。報第114号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。43ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は2件で、安来市長 近藤宏樹、担当部署建設部土木建設課より届出があったものです。事業名は、2件とも「中谷1号線道路改良事業」で、令和元年8月1日から令和4年3月25日までです。終了後は畑として使用されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第115号 公共事業に伴う農地一時転用について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

44ページをご覧ください。報第115号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について このことについて、別紙のとおり農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。45ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件で、安来市長 近藤宏樹、担当部署建設部土木建設課より届出があったものです。事業名は、「防災・安全交付金事業山根1号線道路改良工事（その3）」で、期間は令和元年8月1日から令和元年12月27日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第26回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 2時50分)